



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○漁船法施行細則の一部を改正する規則（水産課）	1
告 示	
○県営土地改良事業計画の決定・2件（村づくり計画課）	4
○公共測量の実施の通知（農地農村整備課）	4
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）	4
○事業の認定（用地課）	5
公 告	
○指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧（自然保護課）	6
○指定希少野生動植物種を指定することについての公聴会の開催（自然保護課）	7
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	7
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立北部農林高等学校）	8
病院事業局事項	
○特定調達契約に係る落札者の決定	9
正 誤	
○令和3年6月15日付け公報定期第4942号中訂正	10

規 則

漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第64号

漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則（昭和47年沖縄県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第4号中「漁船登録謄本」を「漁船登録票の写し又は漁船の登録の謄本」に改め、同項第5号中「まつ消」を「抹消」に、「漁船登録謄本若しくは船舶原簿の謄本又は船籍簿の謄本」を「漁船の登録の謄本、船舶原簿の謄本、船籍簿の謄本又は小型船舶登録原簿の謄本」に改め、同項第6号中「又は船籍簿の謄本」を「、船籍簿の謄本又は小型船舶登録原簿の謄本」に改め、同条第2項中「あつて」を「あつて」に改める。

第4条第1項中「あつて」を「あつて」に改める。

第9条第1項第2号を次のように改める。

(2) 総トン数20トン未満の漁船にあつては、その所有権を証する書類

第9条第1項第3号中「あつて」を「あつて」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「まつ消した漁船の漁船登録謄本」を「抹消した漁船の登録の謄本」に改める。

第10条第1号中「あつては、これを証する書類及び誓約書」を「あつては、誓約書（第14号様式）」に改め、同条第2号中「き損の場合にあつて」を「毀損の場合にあつて」に改める。

第11条第1項中「第14号様式」を「第15号様式」に改める。

第12条第1項中「第15号様式」を「第16号様式」に改め、同条第2項第1号中「あつて」を「あつて」に改め、「又は船舶の総トン数計算書」を削り、同項中第3号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加

える。

(3) 前号の漁船登録票について、操業その他やむを得ない事情により添付することが困難である場合にあっては、誓約書（第14号様式）

第13条を削る。

第14条第2号を次のように改める。

(2) 漁船登録票を亡失した場合にあっては、誓約書（第14号様式）

第14条第3号中「あつて」を「あつて」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「漁船登録」を「漁船の登録」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条第1項中「法第6条第2項及び法第16条第1項に規定する公開の」を「法第7条第2項の規定による許可の取消し又は法第19条第1項の規定による登録の取消しに係る」に改め、同条を第16条とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

漁業種類	漁業等の内容	備考
1 淡水漁業	潮汐の影響のない潟、湖沼、河川、放水路、溜池、貯水池等における漁業	
2 内水面漁業	潮汐の影響のある潟、湖沼、河川、放水路等における漁業	
3 採介藻漁業	浅海における海藻及び貝類の採取並びに養殖業	
4 採介藻（ ）漁業	さんご、かき等の採取業	（ ）内には、さんご、かき等の別を記入
5 定置網漁業	大型定置網漁業及び小型定置網漁業（建干網、ます網等を含む。）	
6 一本釣り漁業	各種一本釣り漁業（7の項、20の項及び21の項に規定するものを除く。）	
7 一本釣り（ ）漁業	いか一本釣り及びさばのはねつり漁業	（ ）内には、いか又はさばの別を記入
8 はえ縄漁業	各種はえ縄及び空つり縄漁業（9の項及び22の項に規定するものを除く。）	
9 はえ縄（ ）漁業	さけ、ます、たら及びかにかごはえ縄漁業	（ ）内には、さけ、ます、たら又はかにかの別を記入
10 刺網漁業	刺網、たたき網及びはねかえし網漁業	
11 さけ・ます流し網漁業	中型さけ・ます流し網、小型さけ・ます流し網及び日本海小型さけ・ます流し網漁業	
12 かじき等流し網漁業	かじき等流し網漁業	
13 ○○まき網漁業（ ）	大中型まき網、中型まき網及び小型まき網漁業（運搬船、灯船、とう載漁艇等の附属船及び網船によるものをいう。）	○○には、大中型、中型又は小型の別を、（ ）内には、運搬船、灯船、とう載漁艇、網船等の別を記入
14 敷網漁業	敷網、八田網、四ツ手網、待網、打網、張網、飼取網、桂網、棚網及び棒受網漁業（15の項に規定するものを除く。）	
15 ○○棒受網漁業	さば及びさんま棒受網漁業	○○には、さば又はさんまの別を記入

16	〇〇底びき網漁業	小型底びき網及び沖合底びき網漁業	〇〇には、小型又は沖合の別を記入
17	以西底びき網漁業	以西底びき網漁業（一そうびきによるものを含む。）	
18	遠洋底びき網漁業	遠洋底びき網漁業	
19	ひき網漁業	各種ひき網漁業（けた網、こぎ網、地こぎ網、こびき網、瀬びき網、巣びき網、中びき網、沖びき網、地びき網、車びき網、歩行びき網、船びき網、船びきつた網、沖取網、バッチ網、ごち網等によるものをいい、16の項から18の項までに規定するものを除く。）	
20	かつお・まぐろ漁業	かつお一本釣り漁業及びまぐろはえ縄漁業の兼業	
21	かつお一本釣り漁業	かつお及びまぐろ一本釣り漁業	
22	まぐろはえ縄漁業	まぐろ、さめ及びかじき浮きはえ縄漁業	
23	捕鯨業	捕鯨業	母船式の母船に係る申請にあつては、「捕鯨業（母船）」と記載
24	官公庁船（ ）	漁業の試験、調査、指導、練習又は漁業の取締に従事する漁船	（ ）内には、試験、調査等の別を記入
25	漁獲物運搬船	漁場から漁獲物を運搬する漁船	
26	突棒漁業	突棒漁業	
27	養殖業	魚類養殖業	
28	雑漁業	上記の分類に近似の漁業がない漁業	

備考 「漁業等の内容」欄に記載のない漁業は、近似の漁業の属する漁業種類の分類を申請書に記載すること。

第16号様式を削り、第15号様式を第16号様式とし、第14号様式を第15号様式とし、第13号様式の次に次の1様式を加える。

第14号様式（第10条、第12条及び第13条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

所有者の住所

氏名又は名称

誓約書

（変更登録、抹消登録、登録票再交付）のため、下記の漁船登録票を返納すべきですが、（出漁中の、紛失した）ため返納できません。（帰港後、発見された場合）は、直ちに返納することを誓約いたします。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

第17号様式中「（第14条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

第18号様式中「（第15条関係）」を「（第14条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊是名東部第2地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年7月16日から同年8月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊是名村役場
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西原第4地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年7月16日から同年8月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第364号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字川平地内（川平地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年6月29日から令和4年3月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第365号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、北谷加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和3年7月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第366号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和3年7月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 伊江村
- 2 事業の種類 伊江村畜産総合施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 伊江村字東江上マイザク原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

伊江村畜産総合施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である伊江村が事業主体となって、起業地内に、肉用牛の繁殖及び肥育等を集約して行う畜産総合施設を整備する事業であり、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である伊江村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、かつ、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

伊江村は沖縄県における肉用牛（子牛）拠点産地に認定され、同村を含む沖縄県北部地域の肉用牛生産は沖縄県全体の2割を占めるなど地域の重要な基幹産業となっている。それを裏付けるように同村の農業を中心とする第一次産業の就業者数は全体の3割を占め、農業生産額は約42億円に上っており、その中においても畜産業は家畜せり年間販売総額が約12億円、同生産額の約28%を占めるなど、同村経済の維持発展のため大きな役割を果たしている。

一方、現在の伊江村の畜産業を取り巻く情勢として、生産者の高齢化による廃業、後継者等の担い手不足といった諸課題により、肉用牛の飼養頭数が平成20年の5,093頭をピークに平成30年の4,205頭（888頭減）まで減少している。また、肉用子牛せり平均販売価格は上昇傾向にあり年間約1,703頭のせり販売の生産実績を上げているものの、燃油、飼料価格高騰による生産費の増高や生産者の戸数減少により年間市場上場頭数は減少傾向となっており、同村の肉用牛生産基盤の衰退が懸念されている。

このような状況に対応するため、本件事業によって同村内に肉用牛の繁殖や肥育を支援するための畜産総合施設を整備し、当該施設への妊娠牛及び子牛の預託等により農家の作業の分業化を推進することで、農家の労力軽減、畜産経営の維持が図られる。また、当該施設の運営においては農業大学校等との産官学連携による施設雇用従事者の採用や、施設における飼養管理の実務研修や講習等を通して、後継者育成及び新規就農者の確保にも取り組み、生産基盤の強化が図られる。

当該施設への預託により各生産農家においては、集中的な飼養管理が可能となり、適正な飼料給与、母牛の発情見落とし減少による分娩間隔の短縮、密飼解消による事故率低減等が図られ、飼養頭数の維持、生産体制の安定強化に繋がることが期待される。

また、当該施設においては効率的な集団飼養管理、適正な飼料給与等により、均一性のとれた高品質の肉用牛を安定的に市場へ供給するための生産基盤の構築が図られるほか、当該施設において生産された高育種価の受精卵の移植による同村内の母体群の品質向上により、販売価格の上昇やブランド化の推進、農家の収入の安定及び増加も見込まれる。さらに、これらを原資とした農家の設備投資、

規模拡大による飼養頭数の増頭、生産拠点の拡大強化が期待され、離島における産業振興にも大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たって、必要面積の確保、土地利用の容易性、せり市場及び伊江村堆肥センターへの近接性、事業費等の経済性等の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、伊江村では基幹産業である畜産業を担う農家の高齢化や飼養頭数の減少等による肉用牛生産基盤の衰退が懸念されており、作業の分業化による労力軽減等により畜産農家の経営維持を図ることが早急に求められていること等から、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用することに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているもので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 伊江村農林水産課

公 告

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第8条第1項の規定により指定希少野生動植物種を指定する予定であるので、同条第3項の規定により、次のとおり当該種の案を縦覧に供する。

令和3年7月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定をしようとする希少野生動植物の種の種名

種名		科名
和名	学名	
ジュゴン	<i>Dugong dugon</i>	ジュゴン科
アオバラヨシノボリ種群	<i>Rhinogobius</i> sp. BB complex	ハゼ科

カスリベンケイガニ	<i>Lithoselatum pulchrum</i>	ベンケイガニ科
アマミカワニナ	<i>Stenomelania costellaris</i>	トゲカワニナ科
ヨシカワニナ	<i>Stenomelania juncea</i>	トゲカワニナ科
フサシダ	<i>Schizaea digitata</i>	フサシダ科
ヤクシマスマレ	<i>Viola iwagawai</i>	スマレ科
ヒメハマナデシコ	<i>Dianthus kiusianus</i>	ナデシコ科
シマチスジノリ	<i>Thorea gaudichaudii</i>	チスジノリ科
シラタマモ	<i>Lamprothamnium succinctum</i>	シャジクモ科

2 指定をしようとする理由 当該種は、個体数が著しく少ないこと若しくは著しく減少しつつあること、県内の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあること、生息地等の生育・生息環境の悪化していること、又は生息地等における過度の捕獲若しくは採取によりその存続に支障を来す事情が生じていると判断されることから、特に保護を図る必要があるため。

3 縦覧場所 沖縄県環境部自然保護課

4 意見書の提出 利害関係人は、次に定めるところにより、知事に指定案について意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和3年7月26日午後5時まで

(2) 提出先 沖縄県環境部自然保護課

(3) 記載事項 意見書には、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見の要旨（日本語により記述し、意見の理由を含めること。）を記載すること。

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第8条第5項の規定により、指定希少野生動植物種の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年7月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時 令和3年8月5日 午前10時開始

2 場所 那覇市松尾1丁目6番1号 沖縄県教職員共済会館八汐荘中会議室

3 意見を聴こうとする案件 指定希少野生動植物種の指定について

4 その他 令和3年7月13日付け沖縄県公報定期第4950号掲載の指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧による意見書（異議がある旨の意見書に限る。）の提出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年7月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年7月1日 沖縄県指令土第682号、令和3年6月15日 沖縄県指令土第453号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平宇底堂原747番1の一部

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平747番地1 中村端男

5 検査済証番号 令和3年6月28日 第4739号

6 工事完了年月日 令和3年6月20日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年7月13日

沖縄県立北部農林高等学校長 千葉直史

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 自動設計製図装置 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和4年2月28日（月曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立北部農林高等学校林業緑地科棟

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和3年8月10日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立北部農林高等学校事務室 〒905-0006 名護市字宇茂佐13番地 電話番号0980-52-2634

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和3年8月10日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年8月30日（月曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立北部農林高等学校図書室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを5(1)の日時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年8月10日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立北部農林高等学校
 - (2) 所在地 〒905-0006 名護市宇宇茂佐13番地
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な書類
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和3年8月27日(金曜日)午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 令和3年8月10日(火曜日)午後4時
イ 場所 5(2)の場所
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Automatic Design Drawing Equipment: 1 set
 - (2) TIME LIMIT OF DELIVERY
February 28, 2022
 - (3) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. August 30, 2021
 - (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural North Agricultural Senior High School Office
13 Umusa Nago City, Okinawa, Japan, 905-0006
Telephone 0980-52-2634

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年7月13日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 666,000リットル(予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局病院事業経営課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和3年6月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社りゅうせき 代表取締役 當銘春夫 浦添市西洲二丁目2番地3
- 5 落札金額 86円79銭(単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 令和3年5月14日

正 誤

令和3年6月15日付け公報定期第4942号掲載の「民有保安林の指定の解除の予定（沖縄県告示第331号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
5	上から6	宮古島市伊良部字池間添長山1108番1	宮古島市伊良部字池間添長山1108番1 (次の図に示す部分に限る。)
5	上から8	3 解除の理由 道路用地とするため	3 解除の理由 道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---